ルナハイツ代官町№.１　駐車場ローテーションルール

第　１．０　版

令和元年１２月２２日　新規改定設定

第２５期の総会決議で、ルナハイツ代官町№.１の地下駐車場のローテーションルール等を以下の通り改定し、総会決議後から運用する事で決議決定され、運用する事とされた。

第１条　駐車場利用順位について

優先順に８台を駐車(1戸1台限定)し、それ以上は順番に空きを待機する。

外部駐車場利用に関しては管理組合ではなく、各組合員の責任で実施する(管理組合からの補填は無し)。

第２条　駐車位置ローテンションについて

駐車場利用者内でローテーションの必要がある場合は、当事者同士で話し合い、理事会の承認を得て実施する。

第３条　駐車場空き発生の事態について

将来、駐車場に空きが出た場合、理事会が臨時総会にて使用方法を提案する。

以下、余白